

## 会則

特定非営利活動法人等でのボランティア活動の実績が学校・会社・その他団体等の入社時のポイントになる事は言うまでもありませんが、その事を目的に会員申し込みをする方が増えました。しかし特定非営利活動法人子ども育成支援協会でボランティア活動を行いましたと、履歴書等への記載は問題ありませんが、面接時には具体的にどのような事を活動として行いましたかと聞かれます。このような事から必ず活動を行う事をお願い致します。活動は拠点にて下級生に勉強の指導でも構いません。何か出来る事が必ずありますので、拠点の担当者にご相談ください。身体的理由により不可能な方も自宅で出来るボランティア活動も有ります。名前だけの会員でなく、ボランティア活動を積極的に行う人材になる事を期待します。

また企業さんに於いては社員さんによる清掃作業等を会社の近隣を行う事で地域ボランティア活動に成ります、大きな事だけがボランティア活動では有りません、ですが本部の意見の元に活動する事が一番だと思いますので各拠点の担当者にご相談の上、企業さんに合った活動をお選び下さい。

本会則は令和元年10月26日に「特定非営利活動法人子ども育成支援協会」（以下略称：子育てと言う）の理事会に於いて理事の変更に伴い制定したもので、子育て会の活動内容を明確にする為に、また会員さんとの取り決め事項を明確にする事を目的に第169回理事会にて制定致しました。

## 第1条 会員及びボランティア職員の活動内容「目的」

- ① 遊具点検業務：1、遊具点検研修の実施 2、遊具点検の無償作業 3、遊具の修理作業
- ② ワンちゃん避難所の開設業務：1、用地の確保 2、対象会員の募集 3、システムの構築
- ③ 拠点事業の開始：1、遊び場（拠点）の建設 2、講師の育成 3、会員の募集
- ④ 高齢者サポート：1、家の修繕作業（管繕作業全般） 2、買い物応援 3、困りごと相談
- ⑤ 勉強支援：1、専門家による勉強の応援 2、会員同士による勉強指導（会推奨教育）
- ⑥ 基礎体力の応援：1、室内遊具による体力の強化 2、定期的な講師による運動指導
- ⑦ レクリエーション活動：1、キャンプ・納涼祭の開催 2、小旅行の開催
- ⑧ 地域ボランティア活動：1、ゴミ拾い 2、高齢者宅の掃除 3、掲示板の清掃作業
- ⑨ 専門家によるいじめ対応：1、会員に対してのいじめが対象 2、自治体・学校との交渉
- ⑩ 専門家によるカウンセリング：ダメージに対するカウンセリングを専門家が対応
- ⑪ 子どもの一時預かり：陽性者ではない子どもさんを、両親が社会復帰できるまでの間を拠点内宿泊施設で預かるものです。
- ⑫ 事故による負傷犬・負傷ネコの救済活動：病院へ搬送その後里親探しに対応
- ⑬ 障害者への支援活動：1、就労センターの開設 2、親睦会の開催 3、その他支援活動
- ⑭ 移住者に対する支援活動：1、移住者の受け入れ先の紹介 2、移住者への指導
- ⑮ グループホームの建設運営

## 第2条 拠点について（拠点に対しての考え方が変わりました）

今までは、本部を中心にピラミッド形式で全国の支部組織を管理していましたが、会員さんの話が本部に伝わらない事が多く、組織を小集団化する事を検討しました。その結果多数の会員さんより大きく評価され会員さんの声が聞こえる組織が確立出来ました。そのことにより地域に合った組織運営が出来る為令和元年9月より地域毎に組織を作る事を理事会で決定致しました。この事に関しては、従来の組織で良いとお考えの方は本部での活動を行う事も出来ます。

拠点地域

- ①本部「東京都豊島区」
- ②埼玉県支部「埼玉県日高市・日高拠点」
- ③山形県支部「山形県山形市・山形拠点」
- ④岐阜県支部「岐阜県大垣市・大垣拠点」
- ⑤愛媛県支部「愛媛県松山市・松山拠点」
- ⑥福岡県支部「福岡県福岡市・天神拠点」
- ⑦神奈川県支部「神奈川県横浜市・横浜拠点」
- ⑧熊本県支部「益城町、益城拠点」

## 第3条 会員になるには

- ① 社会的な秩序を乱す団体及びその団体の所属者は会員に成ること出来ません。
- ② 組織を利用し営利を求めるとの入会は出来ません。（会員の調査は組織ごとに行います）
- ③ 本部審査により組織が認めた業者の入会は可能です。（年1回収支説明会が必要になります）
- ④ 宗教組織の介入等を目的とした入会は出来ません。（会員の入会は宗教宗派は問いません）
- ⑤ 政治目的での入会は出来ませんが、本部が理事会で適正と判断した場合はその限りではありません。
- ⑥ 遊具点検研修を受講の方は自動的に会員に成れます。（加盟金に会費が初回のみ含まれます）
- ⑦ 個人情報の開示が必要になります、これは組織で管理するもので犯罪行為の抑制と緊急時に活用する為のもので、具体的には、事件を起こし裁判所等から情報開示を求められた時、遭難等に合い情報開示が必要になった場合等、その他理事会が承認した場合。
- ⑧ 未成年者の入会は、保護者ないし保証人の署名捺印が必要になります。（理事が保証する場合もある）
- ⑨ 日本国籍でない人はビザの提出が必要になります。
- ⑩ 理事会で認められない場合には加入出来ません。
- ⑪ 会員になるには会費（第5条参考）が必要に成ります。
- ⑫ 活動が出来ない会員さんは入会が出来ない場合もあります。
- ⑬ 犯罪等により執行猶予中の方の加入は出来ませんが、担当弁護士が保証人になればその限りではない、但し薬物中 毒で執行猶予の方は加入出来ません。

## 第4条 会員登録後の会員条件等

入会期限：病気等で活動が出来ない場合でも、入会日より3年間が有効期間になります。（3年後からは、会費の割引が適応になり継続申請が必要になります）

会員証：カードタイプの顔写真入り会員証明書が交付されます。（遊具会員は1年毎にカードの作り直しが必要になります、その際は更新試験が必要になります）

## 第5条 会費について

会費及び寄付金は組織運営に於いて大切な財源であります。理事会での可決により、会費を免除する方もおります。（障害者の方、支払いが困難な方等）会費は1年間のみ有効になりますので、会員登録終了後1年毎に継続申請を行い会費の払込が必要になります。また2年目からは会費が5%減額され、最大で10%（3年目から適応）の減額をします、これは活動の功績を評価するものです。

・一般会員：6000円

※1件のご家庭で、6000円で子どもさん2名の加入が出来ます、又1人追加する毎に1000円の追加金が必要になります。

※保護者の方の加入は1000円が追加になります、但し母親父親2名のみとします。

・正会員：12000円（子どもさん以外の会員さん）

・賛助会員：15000円（会員で当会の活動に賛同される方）

・企業会員：120,000円（遊具点検会員含む・役職者での会員希望の方含む）

## 第6条 寄付行為について

寄付金に関しては、上限を1億円までとし、それ以上は障害者施設等への寄付をお願いする場合があります。但し支部の建設等で高額資金が必要な場合には、理事会で検討し寄付の全額を受け取る場合もあります。

不動産の寄付に関しては、登記費用等は全て寄付された人をお願いいたします、不動産に関する書類等は子育て会内の資格者が対応致します。

## 第7条 会費及び寄付金の返金について

会費及び寄付金の返金はいかなる場合に於いても返金致しません。但し社会的な問題になる不正等が本部及び支部で発生した場合にはその限りではない。また寄付金に関しては本人の許可なく寄付された事が明確になった場合には返金に応じます。

## 第8条 個人情報に関する事項

1、入会時には・①住所が必要になります。②連絡先が必要になります。③血液型の開示が必要になります。④家族構成についての開示が必要になります。

2、組織が知りえた情報は必要に応じ理事会で承認を得た場合に於いて、裁判所・警察・弁護士・議会等に開示する場合があります。

3、ボランティア保険等の加入時に本人の同意を得て、個人情報を記載する事があります。

4、会員は子育て会に不利益な情報を外部に漏らしてはいけない、子育て会は個人情報を「2」以外にもらってはいけない。

## 第9条 会員特典

会員に於いては様々な特典が用意されております。

・施設内の利用が無料で出来ます、①図書室の利用が自由に出来ます。②ボルダリングルームの利用が出来ます（順番待ちになります）③会議室の利用が出来ます。④遊具を利用できます。⑤ドリンクサービスがあります（セルフです）⑥パソコンの利用が出来ます

・教育、その他 ①困りごと相談会に対応します。②カルチャースクールの参加が出来ます。

③イベントの参加が出来ます（クリスマス会・キャンプ・木工教室・写真教室・その他）

・DIY工具の無料貸し出しサービスを受けられます。（全120点）

・土木機材の無料貸し出しサービスを受けられます。（全80点）

※支部によりサービス内容が異なりますので、詳しくは支部の担当者にお聞き下さい。

## 第10条 規制事項及び注意事項

- 1、 子育ては金銭に掛かる問題に関しての窓口業務は一切行っておりませんので、相談を受ける事は出来ません、但し公的資金等に関する相談は専門家に依頼する事は出来ます。
- 2、 子育てに不利益をもたらせた場合には、活動を規制させ理事会での判断を仰ぐ場合があります、問題が大きい場合には脱会を命じる場合もあります、その場合に於いては誓約書を記載し子育ての資料等を全て返却してもらいます。（返却不可能な場合には賠償請求する場合があります）
- 3、 会費が未払いの場合は、2か月後に督促し未払いになった場合に於いては子育てへの活動を禁止する場合があります。（未払い後も理由が不明の場合は、再請求致します）
- 4、 感染症等の疑いがある場合には、完治するまで支部の施設への立ち入りを禁止する場合があります。
- 5、 支部の管理責任者は本部に対して年2回報告書を提出する義務があります、提出時期は本部と調整が可能です。
- 6、 会の報告書の開示は一切致しません、開示は支部総会で活動報告と同時に説明致します、当日支部総会に出席できず、内容の開示が必要な会員さんは利用内容を明確にして本部に書面で提出してください。

## 第11条 問題発生時の対処方法について

- 1、 会員間の金銭トラブルについては支部の管理責任者は一切介入しません。
- 2、 ボランティア活動中の事故については全て自己責任になりますが、子育てとしてはボランティア保険を利用して保証に当てます。
- 3、 大きな問題発生時には理事が対応しますが、対応不可能な場合に於いては、支部に近い所轄の地方裁判所を指定し解決策を求める事もあります。
- 4、 問題発生時には理事会にて理事の解任が出来ます、支部に関しても本部の理事会で可決できる場合もあります。
- 5、 子どもさんの問題については24時間体制で対応致します。  
・連絡先：080-5034-2233  
・担当者：山口・蔵本

## 第12条 拠点のセキュリティ対策について

- 1、 防犯カメラにより室内及び室外の様子が映像及び音声で保護者さまのスマートフォン・PCで確認できます。
- 2、 拠点は人数制限され、管理者が2名以上つきます

## 第13条 拠点の新型コロナウイルス対策

- 1、 入り口に子ども用の水道を設置しました
- 2、 自動噴霧のウイルス対策用石鹸を用意しています。
- 3、 入り口に除菌剤を2種類用意しています。
- 4、 プラズマクラスターによりウイルス対策を行っております
- 5、 30分毎に室内換気を行います。または大型換気扇により空気の入替えを行います。
- 6、 非接触型の温度計を使用、検温を入室前に行います。
- 7、 N95に近いマスクを無料配布します。
- 8、 会員さん用のポケット除菌剤及び除菌シートを無料配布します。
- 9、 除菌方法の講習を行います
- 10、 入室に対しては人数制限があります（堂2畳に対して1名のスペースを確保する）
- 11、 講師及び理事による器具の除菌を作業前作業後に行います。
- 12、 筆記用具は全て紫外線除菌を行います

新規作成：令和元年10月26日「旧規定訂正番号（略称：訂番5）5発行後令和元年にて新規作成版発行」

発行：令和元年11月10日

内容変更：令和元年12月9日に事項を追加する 第3条⑩⑪を追加 第10条5、6を追加 第11条4、を追加

2020年7月2日に第1条⑩を追加

2020年11月24日第1条⑫を追加

2021年1月20日第1条⑬・⑭を追加

2021年4月1日第1条⑮を追加